

別表第3 耐震改修工事費補助(第3条関係)

耐震改修工事費補助		
補助の対象者	戸建住宅、長屋および共同住宅(マンションを除く。(以下、本補助において同じ))	次に掲げる要件を満たす兵庫県民又はその者が高齢者の場合はその二親等以内の親族 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者 3. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
	マンション	次に掲げる要件を満たす者又はその者が高齢者の場合はその二親等以内の親族 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
補助の対象住宅	1. 下記のいずれかに該当する住宅で原則として、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」に適合しているもの。ただし、「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの	
補助の対象となる経費	1. 補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。(ただし、その経費が50万円未満の場合は補助の対象としない。) 2. 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。	
補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は100万円のいずれか低い金額
	長屋、共同住宅	補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する戸数を乗じた額のいずれか低い金額
	マンション	補助の対象となる経費に2分の1を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)

		て)を上限とし、次の各号に定める額のいずれか低い金額 (1)補助の対象とする部分の面積に、5,000円を乗じて得た額(千円未満は切捨て) (2)10,000千円
事項 その他の	1. マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。 2. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。 3. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。 4. 1棟の床面積のうち、居住の用に供する部分(住宅内に店舗等の居住の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。)の床面積が、2分の1未満である場合は、補助の対象としない。 5. 補助の対象住宅を含む棟に、補助金の交付を受けようとする者以外の者が所有する部分が存する場合は、その者が本要綱に係る手続きがなされることについて、同意していること。 6. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。	